

## 決 定 書

1 請求人代表

住所 (省略)

氏名 (省略)

2 請求年月日

令和8年3月2日

3 請求の趣旨

美作市が認可地縁団体「大原自治会」に関し、

- ① 市長の認可を受けていない規約（いわゆる「新大原自治会規約」）が、自治会運営および会計処理の根拠として使用されている状況
- ② 国・県・市の交付金事業に係る全額返還後、その返還原資として自治会共有財産から補填支出が行われている状況
- ③ 当該補填支出について、認可規約に定める議決要件との整合性が確認されていないまま、是正措置が講じられていない状況
- ④ 未認可規約を根拠とする会員資格停止（議決権停止）処分が継続している状況
- ⑤ 区長報償費の支払方法および源泉徴収をめぐる会計処理について、認可地縁団体の代表者確認が十分に行われないうち自治会名義の口座へ振込みが行われ、源泉徴収を伴わない支出がなされたこと、また当該支出について、請求人らが源泉徴収未実施を認識したことを受け、請求人らの判断により返金が行われたものの、当初の支出判断および源泉聴取未実施の経緯、ならびに返金・再支出を含む一連の会計処理について、市の会計責任の観点から十分な整理・検証が行われていない状況

について、市が把握し得る立場にありながら、確認・指導・是正等の対応を行っていないことは、地方自治法第260条の2および公金の適正管理の趣旨に照らし、財務会計上の「怠る事実」に該当するおそれがある。よって、地方自治法第242条の規定に基づき、監査し、必要な措置を講ずることを求める。

#### 4 監査委員の判断

##### (1) 主 文

本件請求を却下する。

##### (2) 理由

地方自治法第242条1項に規定する住民監査請求の対象となるのは、地方公共団体の執行機関又は職員による一定の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実に限られる。

具体的には、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理、処分、契約の締結・履行、債権その他の義務の負担、公金の賦課・徴収若しくは財産の管理を怠る事実の6つの行為に区分されている。

財産の管理を怠る事実とは、地方公共団体が有する財産、いわゆる地方自治法第237条1項に定める公有財産、物品、債権、基金の管理において、行政が行うべき義務を違法・不当に怠っていることをいうものである。

その具体例としては、公有財産である土地の不法占拠に対して何らの是正措置をとらない場合、公有財産である物品の管理が適正に行われていない場合、債権の管理が行われておらず時効消滅のおそれがある場合等がこれにあたる。

本件の請求の趣旨①から④については、いずれも自治会内部の運営又は財産の管理に関する事柄であり、美作市の有する財産の管理に関する事柄ではないことから、住民監査請求の対象となる財務会計行為としての怠る事実には該当しないと判断せざるを得ない。

請求の趣旨⑤については、美作市の一連の会計処理に関し、市の会計責任の観点から十分な整理・検証が行われていない状況について、市が把握し得る立場にありながら確認・指導・是正等の対応を行っていないことを問題視している。しかし、この請求は住民監査請求の対象となる個別具体的な特定の財産の管理を問題視するものではなく、怠る事実には該当するものではない。

なお、請求の趣旨⑤については、請求人が提出した資料から判断すると支出行為のあった日から3年余を経過している。

これらのことから、本件請求は上記のとおりいずれも財務会計行為としての怠る事実を対象とするものではないことから、法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法な請求であると判断し、主文のとおり却下する。

令和8年4月9日

美作市監査委員 尾崎 功三  
美作市監査委員 角南 良雄